

一般社団法人宮城県産業資源循環協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県産業資源循環協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理等を推進することにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康で快適な生活の確保及び県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理等に係る啓発及び普及に関する事業
- (2) 産業廃棄物の適正処理等に係る情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 産業廃棄物の適正処理に係る講習会、研究会等の開催に関する事業
- (4) 産業廃棄物対策に係る関係行政機関、団体等との協力及び連絡調整に関する事業
- (5) 産業廃棄物処理マニフェスト制度の普及及び管理票の取り扱いに関する事業
- (6) 会員に対する労働安全衛生及び福利厚生に関する事業
- (7) 災害廃棄物の処理支援に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、宮城県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき宮城県知事又は仙台市長の許可を受けている産業廃棄物処理業者でこの法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 前号以外の者でこの法人の目的に賛同して入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員として入会しようとするものは、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。この場合において、会員はその旨を書面により会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は廃業、解散若しくは破産したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 第5条第1項第1号に規定する許可の取消処分を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ勧告に応じないとき。
- (5) 総正会員の同意を得たとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員資格を喪失して退会した会員が、既に納入した入会金、会費その他の金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業を廃止し、又は休止したとき。

第4章 総会

(種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わることが

できない。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、総会の開催の日の14日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第21条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 第1項の決議に議長は正会員として加わることはできない。ただし、同項の決議において可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わ

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について理事会で定めるところにより書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数、出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

(6) その他法令で定められた事項

2 議事録には、議長のほか出席した正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

5 第2項の会長を法人法上の代表理事とする。

6 第4項の常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を統括する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務に要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

(責任免除)

第31条 役員がこの法人に対する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該役員職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 この法人は、任意の機関として顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任

(招集)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 2 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面により、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち理事会で予め定めた者が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第4項に規定する場合においては、当該副会長が議長を務める。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、理事会に代理人が出席して議決権を行使することはできない。

- 2 議長は、理事として前項の決議に加わることはできない。ただし、前項の決議において可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数及び出席者数
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人に関する事項
 - (6) その他法令で定められた事項
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

- 第40条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、委員会及び部会を置くことができる。
- 2 委員会及び部会の名称、構成、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(支部設置)

- 第41条 協会に次の支部を置く。
- (1) 県南支部
 - (2) 塩釜黒川支部
 - (3) 県北支部
 - (4) 石巻支部
 - (5) 仙台支部
- 2 支部は、地域の実情を勘案し、協会の事業の円滑な運営に資するため、協会の事業のうち特定の業務等を行う。
- 3 支部の運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

- 第43条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

- 第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項において、やむを得ない事情のため理事会の承認を得られない場合には、事業年度開始の日から当該事業年度の予算が承認されるまでの間は、経常的な支出に限り、前事業年度の予算に準じて収入し支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、事業計画又は収支予算を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

5 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 雑 則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は鈴木昇、常務理事は菅原義親とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 平成30年11月27日 一部変更
- 2 この定款変更は、2019年5月1日から施行する。
ただし、第41条（支部設置）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 この定款変更は、2020年5月29日から施行する。